

「森林環境保全税」の継続について

皆さまのご意見をお寄せください

応募期限:10月4日(火)



鳥取県では、県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月から「森林環境保全税」(県税)を導入し、手入れが必要な人工林の間伐や、放置竹林の解消、県民参加の森づくり活動などを支援してきました。

この税の適用期間は令和5年3月末日となっていますが、外部有識者を交えた検討会で「今後も継続が有効」との方向性になった※ことを踏まえ、県では適用期間を延長することを検討しています。

のことについて、県民の皆さまのご意見をお寄せください。※検討会の概要は別紙をご参照ください。

<概要>

- 税の適用期間を5年間延長します。
- 趣旨、課税方式、税率の変更はありません。
- より親しみやすく、森林環境税(国税)と混同しにくい名称に変更します。(名称は今後検討)
- 税の使いみち(使途事業)は、一部見直し・廃止をした上で、現行の事業の大半を継続します。

■税の概要

趣旨	すべての県民が享受している森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。
課税方式	県民税均等割の超過課税方式
税率	【個人】 年間 500円 (県民税均等割の納税義務がある方) ※前年の所得が一定額以下の方(生活保護受給者や扶養されている方等)は課税されません。 【法人】 均等割税率の5%相当額 (年間 1,000 円~40,000 円)
適用期間	令和5年4月1日~令和10年3月31日(5年間)

■税の使途内容

本税を財源として、次の事業を引き続き実施します。

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ○人工林の間伐推進(間伐、作業道整備) | ○県民参加の森づくり活動
(森林体験活動、森林の保全・整備活動) |
| ○竹林対策(竹林の適正管理、林種転換) | ○制度の普及啓発 |
| ○森林景観対策 | |

森林の公益的な機能※が持続的に発揮される「多様で健全な森林づくり」を目指して

※ 水源かん養 山地災害防止 二酸化炭素吸收 生物多様性保全 木材生産など



応募方法

- 電子メール、県の電子申請サービスによる応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただか、意見箱への投函(下記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- 提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。
- このチラシは県庁税務課のウェブページに掲載しているほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場の各窓口にも配架しています。

ウェブページのアドレス: <https://www.pref.tottori.lg.jp/30694.htm>



結果の公表 いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

«応募先»

鳥取県 総務部 税務課
郵送: 〒680-8570 (所在地は記載不要です)
電話: 0857-26-7053
ファクシミリ: 0857-26-7087
電子メール: zeimu@pref.tottori.lg.jp

«問合せ先»

○税の制度に関すること
鳥取県 総務部 税務課（連絡先は左記のとおり）
○税の使途(森林整備等)に関すること
鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課
電話: 0857-26-7335

「森林環境保全税」の継続に対する意見応募用紙

ご意見記載欄

（この欄にはご意見を記入して下さい。）

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町(以下、不要)	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上